南会津町告示第６号

南会津町介護予防・日常生活支援総合事業の第１号訪問・通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を次のように定める。

平成28年２月５日

南会津町長　大　宅　宗　吉

南会津町介護予防・日常生活支援総合事業の第１号訪問・通所事

業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　訪問介護相当サービス

第１節　基本方針（第５条）

第２節　人員に関する基準（第６条・第７条）

第３節　設備に関する基準（第８条）

第４節　運営に関する基準（第９条―第15条）

第３章　訪問型サービスＡ

第１節　基本方針（第16条）

第２節　人員に関する基準（第17条・第18条）

第３節　設備に関する基準（第19条）

第４節　運営に関する基準（第20条・第21条）

第４章　通所介護相当サービス

第１節　基本方針（第22条）

第２節　人員に関する基準（第23条・第24条）

第３節　設備に関する基準（第25条）

第４節　運営に関する基準（第26条―第30条）

第５章　通所型サービスＡ

第１節　基本方針（第31条）

第２節　人員に関する基準（第32条・第33条）

第３節　設備に関する基準（第34条）

第４節　運営に関する基準（第35条・第36条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項第１号イ及びロに規定する第１号訪問・通所事業の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

(1) 訪問介護相当サービス　法第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関係する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の介護保険法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。

(2) 訪問型サービスＡ　法第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち緩和した基準によるものをいう。

(3) 通所介護相当サービス　法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業のうち整備法第５条による改正前の介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。

(4) 通所型サービスＡ　法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業のうち緩和した基準によるものをいう。

(5) 常勤換算方法　当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

（指定拒否）

第３条　法第115条の３第１項に規定する指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、南会津町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

（事業の一般原則）

第４条　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　訪問介護相当サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第５条　訪問介護相当サービスの事業は、既に訪問介護を利用し訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスとして訪問介護が特に必要な者等の場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第６条　事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

２　事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、第１号訪問事業の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等事業基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は第１号訪問事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第４条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における第１号訪問事業及び指定訪問介護の利用者又は第１号訪問事業及び指定介護予防訪問介護利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら第１号訪問事業に従事するものをもって　充てなければならない。ただし、利用者に対する第１号訪問事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。「以下指定地域密着型サービス基準」という。）第３条の４第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第６条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第１号訪問事業、指定介護予防訪問介護の事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第４項まで又は指定介護予防サービス等基準第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７条　事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第８条　事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、第１号訪問事業の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

２　事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第７条第１項又は指定介護予防サービス等基準第７条第１項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第９条　サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第１号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第１号訪問事業個別計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条　事業者は、第１号訪問事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第11条　事業者は、正当な理由なく第１号訪問事業の提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第12条　事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第13条　事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第14条　事業者は、利用者に対する第１号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに町長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

３　事業者は、利用者に対する第１号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第15条　事業者は、当該第１号訪問事業の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に第１号訪問事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

２　事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前１月以内に当該第１号訪問事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第１号訪問事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第１号訪問事業等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の第１号訪問事業事業者、その他の関係者との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。

第３章　訪問型サービスＡ

第１節　基本方針

（基本方針）

第16条　訪問型サービスＡの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第17条　事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（第１号訪問事業の提供に当たる介護福祉士、法第８条の２第２項に規定する政令で定める者又は町長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準第５条第１項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、第１号訪問事業の事業と指定介護訪問介護（指定居宅サービス等事業基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は第１号訪問事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第４条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における第１号訪問事業及び指定訪問介護の利用者又は第１号訪問事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は町長が指定する研修受講者であって、第１号訪問事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する第１号訪問事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第３条の４第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第６条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第１号訪問事業、指定介護予防訪問介護の事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第４項まで又は指定介護予防サービス等基準第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第18条　事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第19条　第８条の規定は、訪問型サービスＡの事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第20条　訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第１号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第１号訪問事業個別計画を作成するものとする。

（衛生管理、秘密保持、事故発生時の対応、事業の廃止又は休止の届出等）

第21条　第12条から第15条までの規定は、訪問型サービスＡの事業について準用する。

第４章　通所介護相当サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第22条　通所介護相当サービスの事業は、既に通所介護を利用し、通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（通所介護員等の員数）

第23条　事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（以下「第１号通所事業介護従事者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員　第１号通所事業の提供日ごとに、第１号通所事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該第１号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該第１号通所事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）第１号通所事業の単位ごとに、専ら当該第１号通所事業の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員　第１号通所事業の単位ごとに、当該第１号通所事業を提供している時間帯に介護職員（専ら第１号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該第１号通所事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該第１号通所事業事業者が指定通所介護事業者（居宅サービス等基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、第１号通所事業、指定介護予防通所介護の事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における第１号通所事業又は指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数の５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員　１以上

２　当該第１号通所事業の利用定員（事業所において同時に第１号通所事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、第１号通所事業の単位ごとに、当該第１号通所事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該第１号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　事業者は、第１号通所事業の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員、次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該第１号通所事業に従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の第１号通所事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　第前１項各号の第１号通所事業の単位は、第１号通所事業であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該第１号通所事業の他に職務を従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第１号通所事業、指定介護予防通所介護の事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第24条　第７条の規定は、通所介護相当サービスの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第25条　事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに第１号通所事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら第１号通所事業の事業用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する第１号通所事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第１号通所事業の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第26条　事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第１号通所事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第１号通所事業個別計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第27条　事業者は、第１号通所事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、第１号通所事業従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第28条　事業者は、正当な理由なく第１号通所事業の提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第29条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持、事故発生時の対応、事業の廃止又は休止の届出等）

第30条　第13条から第15条までの規定は、通所介護相当サービスについて準用する。

第５章　通所型サービスＡ

第１節　基本方針

（基本方針）

第31条　通所型サービスＡの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第32条　通所型サービスＡの介護従事者の員数は、通所型サービスＡの単位ごとに、当該通所型サービスＡを提供している時間帯に従事者（専ら通所型サービスＡの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスＡを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスＡの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における当該通所型サービスＡ及び指定通所介護の利用者又は当該通所型サービスＡ、指定通所介護及び第１号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者１人あたりに対して必要と認められる数とする。

２　事業者は、通所型サービスＡの単位ごとに、前項の従事者を、常時１人以上当該第１号通所事業に従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の第１号通所事業等の単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　前各項の第１号通所事業等の単位は、第１号通所事業であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

５　事業者が指定通所介護事業者又は第１号通所事業事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスＡと指定通所介護又は通所型サービスＡと第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第26条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第33条　第18条の規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第34条　事業所は、第１号通所事業の提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

２　前項に規定する第１号通所事業を提供するために必要な場所の面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

３　事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、第１号通所事業の事業と指定通所介護の事業又は第１号通所事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第１項から第３項まで又は指定介護予防サービス等基準第99条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第35条　事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第１号通所事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第１号通所事業個別計画を作成するものとする。

（衛生管理、秘密保持、事故発生時の対応、事業の廃止又は休止の届出等）

第36条　第13条から第15条及び第29条の規定は、通所型サービスＡについて準用する。

附　則

この要綱は、平成28年３月１日から施行する。